

# 公立大学法人山梨県立大学アドバイザーボードの設置等に関する規程

(平成24年10月11日制定 法人第2108号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第15条の2第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）の設置及び運営に関し規定するものとする。

(組織)

第2条 アドバイザーボードは、アドバイザーボード委員（以下「委員」という。）で構成するものとする。

2 委員の任期には、終期を設けないものとする。ただし、委員は、理事長に申し出るにより、委員を辞することができる。

(委員の選考)

第3条 理事長は、学内外の者からなるアドバイザーボード委員選考委員会を設置し、必要に応じて会議を開催し、委員の候補者を選考するものとする。

(委嘱等)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき候補者の選考を行ったときは、役員会の議を経て、当該候補者を委員に委嘱する。

2 委員には、助言等を行うために直接必要な報酬及び旅費を支給するものとし、その他の経費は支給しない。

3 理事長は、委員としてふさわしくない行為等があった場合には、役員会の議を経て当該委員を解任することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、アドバイザーボードの設置及び運営に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月11日から施行する。